

第 94 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令和8年9月7日提出

長 崎 県 知 事 平 田 研

- 1 権利の内容 長崎県営住宅に入居していた者の家賃相当損害金（令和2年度及び令和3年度分） 1,348,453円
- 2 放棄により利益を受ける者
(最終住所地) [REDACTED] [REDACTED]
- 3 放棄の理由 当該債権は、債務者が死亡し、相続放棄により相続人もなく、充当可能な財産もなく、また連帯保証人もいないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。
- 4 放棄の時期 議会議決日以降

(提案理由)

長崎県営住宅にかかる家賃相当損害金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。